

令和6年度八千代町住民税均等割のみ課税世帯物価高騰対策重点給付金 (10万円/1世帯)のご案内

- 令和5年度非課税世帯給付金及び均等割課税世帯の給付の対象となつた方は、対象になりません。
- 物価高騰対策給付金(1世帯あたり10万円)は、住民税均等割のみ課税世帯を支援する給付金です。
- 給付金を受給するためには、手続きが必要です。

給付金の支給額

1世帯あたり10万円

給付金の支給時期

市区町村が確認書(または申請書)を受理した日から4週間後が目安です。

支給対象と申請の有無

支給対象となる世帯

世帯全員が新たに令和6年度
「住民税均等割のみ課税」の世帯
※令和5年度給付された方は対象外です。

お住まいの市区町村から確認書が届きます(要返送)

※一部申請が必要な場合があります

令和6年6月3日時点で住民登録のある市区町村から確認書が送付されます。

申請期限：令和6年10月31日(木) 消印有効
窓口での受付期限は令和6年10月31日(木)

詳しくは裏面「I」へ

支給手続きや支給要件の詳細は裏面をご確認ください。

給付金の支給手続き

I 令和6年度住民税が均等割のみ課税の世帯

世帯の全ての方が、令和6年1月1日以前から現住所にお住まいの場合

- 対象となる世帯には、市区町村から、給付内容や確認事項が書かれた確認書が届きます。
- 中身を確認して、市区町村に返信してください。

【確認事項】

- ①記載された給付金振り込み口座番号に誤りがないか
- ②住民税が課税されている方の扶養親族のみの世帯ではないこと



世帯の中に、令和6年1月2日以降に転入した方がいる場合

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類と一緒にお住まいの市区町村の窓口へ、直接または郵送でご提出ください。



住民税非課税世帯等に対する臨時特例給付金の
「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署が警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

お問い合わせ

八千代町役場 福祉介護課

「八千代町住民税均等割のみ課税世帯物価高騰対策重点給付金(令和6年度)」窓口

 **0296-49-3941**

受付時間 8:30~17:15 (土日祝日を除く)